

令和2年4月10日

設立事業所 様
年金受給権者 様

外食産業ジェフ厚生年金基金
清算事務局

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための当基金業務体制について

時下、厳しい環境が続いておりますが、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、令和2年4月7日に発令されました緊急事態宣言の措置により、当基金では加入員であった方々、受給権者や来訪者へのサービスの質を維持しつつ、職員の健康と安全を保持するために、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、当基金職員の時差出勤・在宅勤務等を実施することに伴い、下記のとおり電話対応時間を変更することと致します。

皆様には大変ご不便をお掛け致しますが、現下の状況を鑑み、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心より祈念致しております。

記

○ お電話による対応時間

- ・ 対応時間 月曜日から金曜日（土日祝日を除く）
（午前） 10：00 ～ 12：00
（午後） 13：00 ～ 17：00

※感染症拡大防止の観点からお問い合わせ・書類提出については、
極力お電話またはご郵送でお願いします。

- ・ 対応期間 令和2年4月13日（月）～ 当面の間

以上

- 現在行っております当厚生年金基金の清算事務については、この度の業務体制対応により、予定されているスケジュール（分配金支払い等）が変更となることはございません。

なお、分配金のお支払いについては、令和3年中（月日については未定）のお支払いを予定しております。

- 分配金についてのご案内（確定金額・振込予定日）については、確定次第必ず文書にてご案内致しますので、何卒お待ちいただきますようお願い申し上げます。
- 住所変更等がございましたら、当基金へご連絡下さいますようお願い致します。

【お問い合わせ先】

外食産業ジェフ厚生年金基金 清算事務局

〒105-0013 東京都港区浜松町 1-29-6

浜松町セントラルビル 9階

TEL：03-5403-1061 FAX：03-5403-1071